

## 〔協 定 等〕

### ○海部地方消防相互応援協定書

#### 海部地方消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づき、津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村、海部東部消防組合及び海部南部消防組合（以下「協定市町村等」という。）は、消防の相互の応援に関して次のとおり協定する。

#### （目的）

第1条 この協定は、協定市町村等の区域において消防業務、救急業務又は救助業務を必要とする災害（以下「災害等」という。）が発生した場合に、協定市町村等が相互に応援協力して、その応急対策活動に万全を期することを目的とする。

#### （応援の種別）

第2条 前条の規定による相互応援の種別は、普通応援及び特別応援とする。

#### （普通応援）

第3条 普通応援とは、協定市町村等の区域内において当該市町村等の隣接地域に災害等が発生したと認めた場合に、自主的に出動する応援をいうものとする。

2 前項の出動をした協定市町村等は、災害発生場所を管轄する消防本部に速やかに通報するものとする。この場合において、通報を受理した消防本部は、当該災害について必要な措置を講ずるものとする。

#### （特別応援）

第4条 特別応援とは、災害発生地協定市町村等の長からの応援要請に基づいて出動する応援をいうものとする。

2 前項の応援を要請しようとする協定市町村等の長は、次の各号に掲げる事項を明らかにして協定市町村等の長に要請するものとする。この場合において、応援を要請した協定市町村等（以下「受援市町村等」という。）の長は、事後速やかに要請に係る事項を記載した文書を、応援の要請を受け出動した協定市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長に提出するものとする。

- (1) 災害等発生場所及び応援場所
- (2) 災害等の状況
- (3) 応援要請人員、機械器具、資材等の数量
- (4) その他必要事項

#### （応援消防力の範囲）

第5条 前条の要請により派遣する消防力は、応援市町村等において支障の生じない範囲で行うものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、原則として受援市町村等の消防長又は消防署長が行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援隊の派遣に伴う経費の負担は、次の区分によるものとする。

- (1) 応援出動に要する経費は、受援市町村等の負担とする。ただし、消防機械器具(救急及び救助機械器具を含む。以下同じ)の故障の修理費、燃料費、消防職団員の手当等通常の経費は、応援市町村等の負担とする。
- (2) 応援出動に伴う行為により損害賠償費又は補償費及びこれらに類する経費が生じた場合は、その負担については、関係する市町村等の長が協議して決定するものとする。

(雑則)

第8条 この協定の運用について疑義が生じたときは、その都度協定市町村の長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成23年4月27日から施行する。
- 2 平成18年11月1日締結の「海部地方消防相互応援協定」は、平成23年4月26日をもって廃止する。

上記の協定の成立を証するため、本書9通を作成し、協定市町村等の長が記名押印のうえ、各自一通を保管する。

平成23年4月27日

津 島 市 長 伊 藤 文 郎



愛 西 市 長 八 木 忠 男



弥 富 市 長 服 部 彰 文



あ ま 市 長 村 上 浩



大 治 町 長 岩 本 好



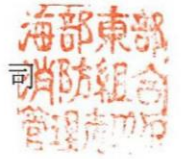
蟹 江 町 長 横 江 淳



飛 島 村 長 久 野 時



海部東部消防組合管理者 村 上 浩



海部南部消防組合管理者 服 部 彰



## ○愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定

(目的)

第1条 この協定は、愛知県内の市町村、消防事務に関する一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第1項に基づく愛知県による航空機を用いた消防の支援（以下「航空消防の支援」という。）を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空消防の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(支援要請)

第3条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町村等の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機を用いた活動が必要と判断した場合に行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 市町村等の単独の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機を用いた活動が最も有効な場合

2 前項の支援要請は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、愛知県が委託した航空消防の支援に関する事務を受託する名古屋市に対して行う。

3 前2項のほか、支援要請のために必要な事項等は、名古屋市が別に定めるところによる。

(経費)

第4条 この協定に基づく支援に要する経費は、愛知県が負担するものとする。

(その他)

第5条 この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

附 則

この協定書は、令和4年4月1日から適用する。

平成19年8月1日締結の「愛知県防災ヘリコプター支援協定」は令和4年4月1日「愛知県防災ヘリコプター支援協定」は令和4年4月1日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保管する。

令和4年4月1日

# ○愛知県と名古屋市との間の防災ヘリコプターに関する事務の委託に関する規約

令和4年3月30日

告示第184号

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、愛知県(以下「甲」という。)は、防災ヘリコプター(以下「ヘリコプター」という。)に関する事務のうち、次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を名古屋市(以下「乙」という。)に委託する。

- (1) 消防組織法(昭和22年法律第226号)第30条第1項の規定による甲の区域内の市町村に対する消防の支援に関する事務
- (2) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第46条第2項及び第50条第2項の規定による災害予防及び災害応急対策の実施(ヘリコプターを用いて行うものに限る。)に関する事務
- (3) 石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第4条の規定による特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止のために必要な施策の実施(ヘリコプターを用いて行うものに限る。)に関する事務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会(ヘリコプターの運航に関する連絡調整等が行われ、並びに甲、甲の区域内の市町村並びに当該市町村の消防の一部事務組合及び広域連合から構成される協議会をいう。)における協議により定める事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担する。  
2 前項ただし書の費用の額及び支払の時期は、甲及び乙が協議して定める。

(経理)

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、その経理を明確にしなければならない。

(会議)

第5条 甲及び乙は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、定期的に会議を開くものとする。ただし、必要がある場合においては、臨時に会議を開くことができる。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第6条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等を制定又は改廃しようとする場合においては、乙は、あらかじめ、その旨を甲に通知しなければならない。

(財産の使用)

第7条 甲は、甲の管理する財産であって乙と協議して定めるものを、委託事務の管理及び執行の用に供するため、乙に無償で使用させるものとする。

(その他必要な事項)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

## ○水道災害相互応援に関する覚書

(趣旨)

**第1条** この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、愛知県下のその他の上水道事業者並びに三河山間水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(災害救助法等との関係)

**第2条** 会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

(相互応援義務)

**第3条** 会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

2 応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

(応援の内容)

**第4条** 各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業（原則として仮復旧、第1次応急復旧作業）
- (3) 応急復旧資機材の供出
- (4) 工事業者のあっせん

2 前項第1号及び第2号の作業の期間は、原則として7日以内とする。

(要請の方法)

**第5条** 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

(1) 会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体で構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」という。）へ応援を要請する。

地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。

支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、愛知県衛生部へ応援を要請する。

(2) 名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。

(3) 県営水道受水団体は、県営水道の災害により応急給水の応援を必要とするときは、愛知県水道局へ応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地域会長へ応援を要請する。この場合愛知県水道局は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話、ファクシミリ又は電子メール等により行い後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資器材、物資等の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援体制)

**第6条** 応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用工具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

2 応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

(受入れ体制)

**第7条** 応援を受ける会員は、応援職員の宿舎、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

2 資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用の負担)

**第8条** 第4条第1項各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。

ただし、同項第1号に要する費用については、応援期間が2日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めるときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。

2 応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

(損害の賠償)

**第9条** 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援をした会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

(業者への協力要請)

**第10条** 支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。

(救援体制表の作成)

**第11条** 会員は、救援体制表（別表第1）10部を毎年4月末日までに支部長へ提出するものとする。

2 支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

(雑則)

**第12条** この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

(適用)

**第13条** この覚書は、昭和53年3月29日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各1通を保有する。



## 附 則

この覚書は、平成16年8月1日から適用する。この覚書の成立を証するため、支部長、愛知県公営企業管理者、名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者、関係会員からの委任を受けた各地域会長及び立会人である愛知県健康福祉部長が記名押印のうえ本書1通を作成し、会員及び立会人においてその写し各1通を保有する。なお、本書1通は支部長が保管する。

平成16年7月30日

日本水道協会愛知県支部長

豊橋市長 早川 勝

愛知県公営企業管理者

企業庁長 深谷 憲彦

名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者

上下水道局長 山田 雅雄

愛知用水北部地域

関係会員 瀬戸市 尾張旭市 愛知中部水道企業団 春日井市

地域会長 県水道北部ブロック協議会

会長 瀬戸市長 増岡 錦也

愛知用水南部地域

関係会員 半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 阿久比町

東浦町 南知多町 美浜町 武豊町 刈谷市 高浜市

愛知中部水道企業団

地域会長 県水道南部ブロック協議会

会長 常滑市長 石橋 誠晃

尾張地域

関係会員 一宮市 春日井市 津島市 犬山市 江南市 尾西市

小牧市 岩倉市 清洲町 木曾川町 七宝町 美和町

蟹江町 佐織町 春日町 八開村 稲沢中島広域事務

組合 西春日井郡東部水道企業団 海部南部水道企業

団 丹羽広域事務組合

地域会長 尾張水道連絡協議会

会長 春日井市長 鵜飼 一郎

西三河地域

関係会員 岡崎市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 知立市

高浜市 西尾幡豆広域連合 幸田町 藤岡町 額田町

小原村 足助町 下山村 旭町 稲武町 愛知中部水

道企業団

地域会長 西三河水道事業連絡協議会

会長 岡崎市長 柴田 紘一

東三河地域

関係会員 豊橋市 豊川市 蒲郡市 新城市 田原市 音羽町  
一宮町 小坂井町 御津町 渥美町 設楽町 東栄町  
豊根村 富山村 津具村 鳳来町 作手村

地域会長 東三河県営水道受水団体協議会

会長 豊橋市長 早川 勝

立会人

愛知県健康福祉部長 新家 正義

## ○災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書

(目的)

**第1条** この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

(協定市町村等)

**第2条** この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

(応援要請等)

**第3条** 災害に発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請という。」）をすることができる。

- (1) 一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
- (2) 一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合
- (3) その他特に必要がある場合

2 応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。

4 応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請することができる。

(県の役割)

**第4条** 県は、第3条第5項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

(経費の負担)

**第5条** 応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

**第6条** 県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

**第7条** この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成26年1月1日から効力を生ずるものとする。

平成8年3月12日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書126通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成8年3月12日

愛知県知事 大村 秀章

飛島村長 久野 時男

以下、県内市町村、一部事務組合、流域下水道管理者、公共下水道管理者

## ○飛島村ボランティア支援本部等の開設及び運営に関する協定書

飛島村（以下「甲」という。）と社会福祉法人飛島村社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害の発生時における飛島村ボランティア支援本部の開設、活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** 大規模な災害が発生した場合にボランティアを混乱なくスムーズに受け入れ、被災地住民の速やかな自立・復興の支援を目的とするボランティア活動を効果的に援助するため、ボランティアの受け入れ体制の整備を推進し、甲乙が連携、協力を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

（ボランティア支援本部等の開設）

**第2条** 甲は、大規模な災害が発生した場合は、必要な資機材を確保して飛島村ボランティア支援本部（以下「支援本部」という。）をふれあいの郷に開設する。

2 甲は、支援本部の開設に当たっては、ボランティアと被災地住民等からのニーズ（支援依頼）の調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の派遣を乙に協力依頼するとともに、飛島村災害対策本部厚生班を支援本部に配備する。

3 乙は、前項の依頼があった場合には、各種ボランティア団体、民間団体又は災害救助団体などのボランティア団体（以下「関係団体」という。）に呼びかけを行う等、可能な範囲でコーディネーターを派遣するよう努めるものとする。

（支援本部等の運営）

**第3条** 甲は、支援本部等の設置にあつてはコーディネーターによる開設を原則とするが、災害発生直後にコーディネーターが参集困難な場合等は、乙及び関係職員により設置するものとするものとする。コーディネーターの参集が可能になり次第、随時コーディネーターに引継ぐものとし、運営に当たっては、コーディネーターの自主性を尊重するものとする。

2 甲、乙は支援本部等の運営にあつては、参加者に対し「動員」「命令」「強制」の関係にならず、自発性を引き出すことを原則とする運営を行うものとする。

（支援本部等の閉鎖）

**第4条** ボランティアによる災害応急活動が概ね完了したときは、支援本部等の閉鎖について甲乙に関係団体を加え協議し、閉鎖する。

2 甲乙は、支援本部等が閉鎖されるときは、コーディネーターが行った当該活動について、円滑な引継ぎを行うものとする。

（経費の負担）

**第5条** 甲は、原則として支援本部等の設置に関し必要な経費を負担する。

（平常時の協力活動）

**第6条** この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

（適用）

**第7条** この協定は、平成17年7月5日から適用する。

（協定の期間）

**第8条** この協定の効力は、協定締結の日から平成18年3月31日までとする。

2 協定期間満了日の1か月前までに甲又は乙から異議の申立てがない場合は、協定期間を更に1年間延長できるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、甲乙記名押印の上、各1部を保管する。

平成17年7月5日

(甲) 飛島村

村 長 久 野 時 男

(乙) 社会福祉法人飛島村社会福祉協議会

会 長 服 部 年 秋

## ○災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定

(目的)

**第1条** この協定は、災害発生時における愛知県内の火葬場間の広域的な相互応援協力について必要な事項を定めることにより、遺体の円滑な火葬を実施し、もって、公衆衛生の確保に資することを目的とする。

(協定市町村等)

**第2条** この協定は、愛知県内で火葬場を経営する市町村及び地方公共団体の組合（以下「協定市町村等」という。）の相互間において締結するものとする。

(応援協力の実施)

**第3条** この協定における応援協力は、次のいずれかに該当する場合、協定市町村等から応援協力の要請があったときに実施するものとする。

- (1) 協定市町村等の火葬場が被災して稼働できなくなった場合
- (2) 協定市町村等の火葬場の火葬能力を著しく超過する遺体の火葬を行う必要が生じた場合
- (3) その他協定市町村等の火葬場の稼働に支障が生じた場合

(応援協力の内容)

**第4条** この協定における応援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 要請を受けた遺体の火葬
- (2) 火葬場の業務に必要な物資等の提供及び斡旋
- (3) 火葬場の業務に係る人員の派遣
- (4) その他要請のあった事項のうち必要と認められる事項

(応援協力の手続き等)

**第5条** この協定における応援協力の要請は、応援協力を要請する協定市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、他の協定市町村等の長に対し行うものとする。

2 前項に規定する応援協力の要請に係る手続きは、別に定めるものとする。

(応援協力体制)

**第6条** 前条の応援協力の要請に対し、広域的に応じるため、別表のとおり協定市町村等を4ブロックに分割し、各ブロックにそれぞれ幹事を置く。

2 幹事は、前条の応援協力の要請に対し、迅速かつ円滑に応じるため、ブロック内の協定市町村等及び他ブロックの幹事との連絡調整を行うこととする。

3 幹事から代表幹事を選出する。

4 代表幹事は、必要に応じ関係ブロックの幹事と連絡調整を行うものとする。

(協定市町村等の責務)

**第7条** 第5条第1項の規定により応援協力を行う協定市町村等（以下「応援協力市町村等」という。）は、自らの業務に支障がない限り応援協力を行うものとする。

2 応援協力市町村等の長は、第5条の応援協力の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通知するものとする。

3 協定市町村等は、第4条各号に規定する応援協力が円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な物資等の確保及び応援協力体制の整備等に努めるものとする。

(経費の負担)

**第8条** 応援協力に要する経費は、原則として要請市町村等がこれを負担するものとする。

2 経費の負担について疑義を生じた場合は、要請市町村等及び応援協力市町村等の協議により、決定するものとする。

(連絡協議会の設置)

**第9条** この協定の運用その他必要な事項を協議するため、協定市町村等による連絡協議会を設置するものとする。

(協定市町村等の変更に伴う取扱い)

**第10条** 市町村の合併等により協定市町村等に変更が生じた場合は、特段の申し出ない限り、当該変更後に承継した市町村又は地方公共団体の組合が、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱うものとする。

2 この協定を締結後、新たに愛知県内で火葬場を経営する市町村又は地方公共団体の組合からこの協定の締結について申し出があった場合は、連絡協議会に諮るものとする。

(実施細目)

**第11条** この協定の実施に関し、必要な事項、定めのない事項又は疑義が生じた事項は、代表幹事が連絡協議会に諮り、決定するものとする。

(適用)

**第12条** この協定は、平成18年3月30日から適用する。

この協定の証として、本書31通を作成し、各自1通を保管する。

平成18年3月30日

名古屋市長 松原武久

豊橋市長 早川 勝

岡崎市長 柴田紘一

一宮市長 谷 一夫

瀬戸市長 増岡錦也

津島市長 三輪 優

刈谷市長 榎並邦夫

安城市長 神谷 学

蒲郡市長 金原久雄

常滑市長 石橋誠晃

稲沢市長 服部幸道

新城市長 穂積亮次

知多市長 加藤 功

知立市長 本多正幸

田原市長 白井孝市

愛西市長 八木忠男

蟹江町長 横江淳一

飛島村長 久野時男



弥富市長	川瀬輝夫	一色町長	都築 讓
設楽町長	加藤和年	東栄町長	森田昭夫
知多中部広域事務組合管理者		愛北広域事務組合管理者	
半田市長	榊原伊三	江南市長	堀 元
衣浦衛生組合管理者		豊川宝飯衛生組合管理者	
高浜市長	森 貞述	豊川市長	中野勝之
知多南部衛生組合管理者		豊田三好事務組合管理者	
南知多町長	森下利久	豊田市長	鈴木公平
尾張東部火葬場管理組合		知北平和公園組合管理者	
春日井市長	鵜飼一郎	東海市長	鈴木淳雄
西尾幡豆広域連合長	中村晃毅		
立会人	愛知県健康福祉部長	今井秀明	

別表

ブロック	市町村	地方公共団体の組合
尾張ブロック	名古屋市、一宮市、瀬戸市、津島市、稲沢市、愛西市、蟹江町、飛島村、弥富市	愛北広域事務組合、尾張東部火葬場管理組合
知多ブロック	常滑市、知多市	知多中部広域事務組合、知多南部衛生組合、知北平和公園組合
西三河ブロック	岡崎市、刈谷市、安城市、知立市、一色町	衣浦衛生組合、豊田三好事務組合、西尾幡豆広域連合
東三河ブロック	豊橋市、蒲部市、新城市、田原市、設楽町、東栄町	豊川宝飯衛生組合

○災害発生時における相互応援に関する協定

災害時における相互応援に関する協定書

津	島	市
愛	西	市
弥	富	市
あ	ま	市
大	治	町
蟹	江	町
飛	島	村

## 災害時における相互応援に関する協定書

津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村（以下「協定市町村」という。）は、いずれかの市町村の地域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、法第67条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

### （応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- （5）被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- （6）ボランティアの斡旋
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

### （応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する市町村（以下「要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、第7条で定める連絡担当部課を通じて電話、ファクシミリ等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、供給又は提供を必要とする物資等の品名、数量その他必要な事項
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を必要とする職員の職種別人員その他必要な事項
- （4）前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入人数その他必要な事項
- （5）応援場所及び応援場所への経路
- （6）応援を必要とする期間
- （7）前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

### （応援の実施）

第3条 前条の規定により応援を要請された市町村は、速やかに応じるものとする。

(自主的応援出動)

第4条 応援を行おうとする市町村は、災害の発生により要請市町村との連絡が取れない場合であって、要請市町村周辺の市町村の被災状況等から判断して応援する必要があると認めた場合は、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては、第2条に規定する要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市町村の負担とする。

(災害補償等)

第6条 第1条第4号の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請市町村が、要請市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援市町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(連絡窓口)

第7条 協定市町村は、相互応援のための連絡窓口として、あらかじめ連絡担当部課を定めておくものとする。

2 連絡担当部課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料の提供等)

第8条 協定市町村は、協定に基づく相互応援を円滑に行うため、相互に協力して必要な資料の提供、定期的な意見交換、必要な訓練等を実施するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 7 通を作成し、各自署名押印の上、各通を保有するものとする。

平成24年2月20日

津島市  
津島市長 洋 西 文 郎 

愛西市  
愛西市長 八 木 忠 男 

弥富市  
弥富市長 服 部 彰 文 

あま市  
あま市長 村 上 浩 司 

大治町  
大治町長 岩 本 明 彦 

蟹江町  
蟹江町長 横 江 淳 一 

飛島村  
飛島村長 久 野 時 男 

立会人 尾張県民事務所海部県民センター

センター長 橋 本 達 明



# 災害時における相互応援に関する協定書



稲 沢 市 ・ 飛 島 村

## 災害時における相互応援に関する協定書

稲沢市及び飛島村（以下「協定市村」という。）は、いずれかの地域において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、法第 67 条第 1 項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

### （応援の種類）

第 1 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

### （応援要請の手続き）

第 2 条 応援を要請する協定市村（以下「要請市村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、第 7 条で定める連絡担当部課を通じて電話、ファクシミリ等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、供給又は提供を必要とする物資等の品名、数量その他必要な事項
- (3) 前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を必要とする職員の職種別人員その他必要な事項
- (4) 前条第 5 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入人数その他必要な事項
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

(応援の実施)

第3条 前条の規定により応援を要請された協定市村（以下「応援市村」という。）は、業務に重大な支障がない限り、当該要請に速やかに応じるものとする。

(自主的応援出動)

第4条 災害の発生により協定市村間の連絡が取れない状況にあり、協定市村周辺の被災状況等から判断して応援する必要があると認めた場合は、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては、第2条に規定する要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市村の負担とする。

(災害補償等)

第6条 第1条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請市村が、要請市村への往復経路の途中に生じたものについては応援市村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(連絡窓口)

第7条 協定市村は、相互応援のための連絡窓口として、あらかじめ連絡担当部課を定めておくものとする。

2 連絡担当部課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料の提供等)

第8条 協定市村は、協定に基づく相互応援を円滑に行うため、相互に協力して必要な資料の提供、定期的な意見交換、必要な訓練等を実施するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項



については、協定市村間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方自署押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年7月30日

稲沢市  
稲沢市長

大野 紀明



飛島村  
飛島村長

久野 時男



発 簡 番 号  
年 月 日

様

応援要請市  
市長名

災害時応援要請依頼書

貴市と締結した災害時における相互応援に関する協定に基づき、下記の応援を要請  
します。

記

1 被害状況及び輸送ルート等の状況（第2条関係）

（1）被害状況

（2）輸送ルート等の状況

2 応援を要請する期間（第2条関係）

年 月 日 ～ 年 月 日

3 応援を要請する種類（第1条関係）

4 その他応援要請の手続きに必要な事項（第2条関係）

# 災害時における相互応援に関する協定書



飛島村・豊根村

## 災害時における相互応援に関する協定書

飛島村及び豊根村（以下「協定村」という。）は、いずれかの地域において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、法第 67 条第 1 項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

### （応援の種類）

第 1 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

### （応援要請の手続き）

第 2 条 応援を要請する協定村（以下「要請村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、第 7 条で定める連絡担当部課を通じて電話、ファクシミリ等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、供給又は提供を必要とする物資等の品名、数量その他必要な事項
- (3) 前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を必要とする職員の職種別人員その他必要な事項
- (4) 前条第 5 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入人数その他必要な事項
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

(応援の実施)

第3条 前条の規定により応援を要請された協定村(以下「応援村」という。)は、業務に重大な支障がない限り、当該要請に速やかに応じるものとする。

(自主的応援出動)

第4条 災害の発生により協定村間の連絡が取れない状況にあり、協定村周辺の被災状況等から判断して応援する必要があると認めた場合は、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては、第2条に規定する要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として要請村の負担とする。

(災害補償等)

第6条 第1条第4号の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

- 2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請村が、要請村への往復経路の途中に生じたものについては応援村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(連絡窓口)

第7条 協定村は、相互応援のための連絡窓口として、あらかじめ連絡担当部課を定めておくものとする。

- 2 連絡担当部課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料の提供等)

第8条 協定村は、協定に基づく相互応援を円滑に行うため、相互に協力して必要な資料の提供、定期的な意見交換、必要な訓練等を実施するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定村間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方自署押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年12月10日

飛島村  
飛島村長

久野 晴晃



豊根村  
豊根村長

伊藤 実



立会人  
愛知県  
愛知県知事

大村 秀章



愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互応援協定



## 愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互応援協定

(趣旨)

第1条 別表の構成市町村の欄に掲げる14市町村（以下「西尾張市町村」という。）のいずれかの市町村において大規模な災害が発生し、被災した市町村独自では十分な応急措置が実施できない場合に、西尾張市町村として被災した市町村（以下「被災市町村」という。）の応急対策及び復旧対策が円滑に遂行できるよう、被災市町村の要請に基づき応援するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 被災者の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の手続)

第3条 被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請をするものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ、電子メール等により要請をし、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事の内容



- (4) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、災害の応援に必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町村は、できるだけ被災市町村の要請に応ずるよう取り組むものとする。この場合において、被災市町村との連絡が不能のときは、第2条に掲げる応援を進んで行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、被災市町村に甚大な災害が発生し、被災市町村との連絡がとれない場合は、被災市町村の状況把握に努め、応援が必要と認めたときは、前条の要請を待たずに応援をするものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援をする市町村が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として被災市町村が負担をするものとする。

(損害賠償等)

第6条 第2条第4号の規定により派遣された派遣職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

- 2 派遣職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市町村への往復途中に生じたものを除き、被災市町村がその賠償の責めを負うものとする。

(情報交換及び研修)

第7条 予知できない災害の発生に備えるには不断の研鑽と努力が必要であることに鑑み、

西尾張市町村は、適宜、情報交換及び研修を行うものとする。

(西尾張市町村災害対応連絡協議会)

第8条 前条の情報交換及び研修を行うため、実務者レベルによる組織として西尾張市町村災害対応連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(担当部署)

第9条 災害発生時だけでなく、平常時の連絡調整を行うための担当部署は、別表の担当部署の欄に掲げるとおりとする。

(連絡責任者)

第10条 第3条の規定による応援の手続を、緊急時において確実かつ円滑に行うため、各市町村に連絡責任者を置くものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、西尾張市町村が個別に締結している災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、西尾張市町村が協議して定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この協定は、平成29年7月6日から効力を生じる。
- 2 この協定の締結に伴い、平成28年7月7日締結の愛知県西尾張ブロック九市災害対応に関する相互応援協定は、廃止する。
- 3 この協定を証するため各市町村長署名のうえ作成した本書1通を協議会が保管し、

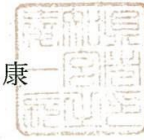
別に記名押印のうえ14通を作成し、各1通を保有する。

平成29年7月6日

愛知県一宮市

一宮市長

中野正康



愛知県津島市

津島市長

日比一昭



愛知県犬山市

犬山市長

山田拓郎



愛知県江南市

江南市長

澤田和延



愛知県稲沢市

稲沢市長

加藤錠司郎



愛知県岩倉市

岩倉市長

久保田桂朗



愛知県愛西市

愛西市長

日永貴章



愛知県弥富市

弥富市長

服部彰文



愛知県あま市

あま市長

村上浩司



愛知県丹羽郡大口町  
大口町長

鈴木 雅博



愛知県丹羽郡扶桑町  
扶桑町長

千田 勝隆



愛知県海部郡大治町  
大治町長

村上 昌生



愛知県海部郡蟹江町  
蟹江町長

横江 淳



愛知県海部郡飛島村  
飛島村長

久野 時男



別表（第1条、第9条関係）

構成市町村	担当部署
一宮市	総務部 危機管理課
津島市	市長公室 危機管理課
犬山市	市民部 地域安全課
江南市	危機管理室 防災安全課
稲沢市	総務部 危機管理課
岩倉市	総務部 危機管理課
愛西市	市民協働部 防災安全課
弥富市	総務部 危機管理課
あま市	総務部 安全安心課
丹羽郡大口町	地域協働部 町民安全課
丹羽郡扶桑町	総務部 総務課
海部郡大治町	総務部 防災危機管理課
海部郡蟹江町	総務部 安心安全課
海部郡飛島村	総務部 総務課

(建制番号順)

## ○日光川流域排水調整要綱

(排水調整の目的)

第一条 昭和52年9月1日に施行された「日光川水系排水対策調整連絡会議要綱」の趣旨に基づき、二級河川日光川流域において、流域の排水のために設置された排水機の排水調整は、現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川からの越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるとき、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的として、実施するものである。

(用語の定義)

第二条 この要綱で用いる用語は、以下のように定義する。

- 一 河川管理者 二級河川日光川（以下「日光川」という。）の河川管理者をいう。
- 二 戸田川管理者 二級河川戸田川の河川管理者をいう。
- 三 排水機 流域内の降雨に対し一定の計画規模内で浸水被害の解消を目的に設置された排水機をいう。排水機には、河川管理者が管理する河川排水機（日光川の河口に設置した排水機及び一級河川木曾川等他流域に排水する排水機を除く。）並びに河川管理者以外の者が管理する内水排水機とを含む。
- 四 排水調整 現在の河川の整備水準を上回る洪水時に排水機の運転を調整し、河川への排水を停止することをいう。
- 五 河川の整備水準 河川から越水又は破堤などすることなく安全に洪水を流下させる河川の疎通能力をいう。
- 六 外水氾濫 河川からの越水又は破堤などにより、河川を流下する洪水が沿川の流域に流出して浸水することをいう。
- 七 排水調整対象流域 基準地点又は副基準地点(以下「基準地点等」という。)の水位に対応して排水調整を実施すべき流域をいい、単独あるいは複数の単位流域から構成される。
- 八 単位流域 排水調整を実施するにあたっての最小の流域区分として、基準地点等に対応して分割した流域をいう。
- 九 関係機関 別途定める「日光川流域排水対策調整連絡会議要綱」において掲げる行政機関等をいう。
- 十 基準地点 日光川における排水調整を判断するために設定する河川水位を観測する水位観測所をいう。
- 十一 副基準地点 日光川の支川における排水調整を判断するために設定する河川水位を観測する水位観測所をいう。
- 十二 準備水位 基準地点等の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整に必要な措置を迅速に実施できるように準備を開始する水位をいう。
- 十三 停止水位 基準地点等の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整を行う水位をいう。
- 十四 排水再開水位 排水調整を行ったのち、基準地点等の河川水位が当該の水位を下回った場合に、排水調整を解除し、排水機の排水を再開する水位をいう。

(排水調整の法的根拠等)

第三条 排水調整は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第一条及び第二条の規定に基づく河川管理及び排水機の管理者が排水機の操作の一環として実施する。ただし、河川管理者又は戸田川管理者（以下「河川管理者等」という。）においても河川水位情報に関することについて関係機関に通知するものとする。また、準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者がこの要綱に準じて措置又は通知を実施する。

2 河川からの越水及び破堤が生じた場合は河川管理者が排水調整を発令する。また、準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者がこの要綱に準じて発令する。

(対象流域)

第四条 この要綱に基づき、排水調整を行う流域は、二級河川日光川水系の全流域とする。

(単位流域と対象排水機)

第五条 単位流域は以下の三区域とし、別表第一に各単位流域に属する市町村を示す。

- 一 日光川下流域 西尾張中央道（新日光川橋）より下流の日光川が排水を担う流域
- 二 日光川上流域 西尾張中央道（新日光川橋）より上流の日光川が排水を担う流域
- 三 戸田川流域 戸田川排水機場より上流の戸田川が排水を担う流域

2 単位流域内の排水調整を行う排水機は、前項に定める流域内の二級河川、準用河川及び普通河川に排水を行う排水機とする。ただし、準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者が、この要綱に準じて措置をとるものとする。なお、各単位流域の対象排水機は別表第二のとおりとする。

(基準地点等と排水調整対象流域)

第六条 排水調整の基準となる基準地点等は、別表第三の水位観測所とする。

2 各基準地点等に対応する排水調整対象流域は別表第四の単位流域とする。

(排水調整の事前通知等)

第七条 基準地点等の水位が別表第五に示す準備水位に到達したときは、河川管理者等から関係機関へ河川の水位情報を通知するものとし、関係機関のうち通知を受けた第五条第1項各号に定める単位流域内の該当市町村（以下「単位流域内の該当市町村」という。）は同条第2項に定める排水調整を行う排水機の管理者（以下「排水機の管理者」という。）に伝達するものとする。

(排水調整の通知及び発令)

第八条 基準地点等の水位が別表第五に示す停止水位に到達したときは、河川管理者等から関係機関へ河川の水位情報を通知するものとし、単位流域内の該当市町村は、同条第2項に定める排水調整を行う排水機の管理者に伝達するものとする。

2 基準地点の水位が別表第五に示す停止水位以下の場合であっても、別図に示す日光川の地点において河川からの越水又は破堤が発生したときは、河川管理者は関係機関へ排水機を停止すべき旨を発令するものとし、流域（戸田川流域を除く。）内の全ての該当市町村は、排水機の管理者に排水調整を発令するものとする。

(排水調整の解除等の通知及び発令)

第九条 前条第一項の排水調整を実施したときに、基準地点等の水位が別表第五に示す排水再開水位を下回ったときは、河川管理者等から関係機関へその旨を通知するものとし、単位流域内の該当市町村は、排水機の管理者に伝達するものとする。

2 第七条に定める準備水位を下回ったときは、河川管理者等から関係機関へ河川の水位情報を通知するものとし、単位流域内の該当市町村は排水機の管理者に伝達するものとする。

3 前条第二項の排水調整の解除は、越水又は破堤した箇所のお急復旧が完了したとき、若しくは河川の水位が低下し排水機を運転しても破堤箇所等からの浸水のおそれなくなったときに、河川管理者から関係機関へその旨を通知するものとし、流域(戸田川流域を除く。)内の全ての該当市町村は、排水機の管理者に伝達するものとする。

(通知及び発令の内容)

第十条 排水機の排水調整の通知等の内容は、別表第六のとおりとする。

(排水機管理者への伝達及び報告)

第十一条 第七条から第九条までに定める通知又は発令を市町村から伝達された排水機の管理者は、排水調整を実施し、その内容を当該市町村に速やかに報告する。

2 前項の報告を受けた市町村は、排水調整の実施内容を別表第六に定める様式により、当該市町村を管轄する河川管理者に速やかに報告するものとする。

3 戸田川流域については、第1項の報告を受けた市町村は、排水調整の実施内容を別表第六に定める様式により、戸田川管理者に速やかに報告するものとし、戸田川管理者は河川管理者に速やかに報告するものとする。

(通知等の方法)

第十二条 第七条から第九条まで、及び第十一条に定める通知及び伝達等の方法は、別途設置する日光川流域排水対策調整連絡会議において定めるものとする。

(操作規則の制定)

第十三条 各排水機管理者は、排水調整の内容を明記した操作規則を制定し、二級河川及び準用河川に存する排水機に係るものにあつては法第二十六条第一項の規定による許可を受けるものとする。

2 前項に定める操作規則には、各排水機の排水地点の上下流において越水又は破堤のおそれがある場合の排水調整の実施についても明記するものとする。

(操作規則の位置付け)

第十四条 この要綱は、日光川流域の各河川に排水することを目的として設置される全ての排水機について定められる操作規則において位置付けるものとする。ただし、既設の排水機にあつては、操作規則が改定されるまでの間に行われる操作についてもこの要綱の規定によるものとする。

(雑則)

第十五条 この要綱に定めるもののほか、排水調整に関し必要な事項は関係市町村の長(名古屋市は副市長)及び県関係部局長で構成する日光川流域治水対策協議会において定めるものとする。

2 この要綱に定める内容に疑義が生じた場合、又は河川改修の進捗、気象状況及び排水調整の実態等の変化により、この要綱を変更する必要がある場合には、日光川流域治水対策協議会に諮り、変更するものとする。

## 附 則

この要綱は平成22年7月1日から施行する。

なお、昭和52年9月1日施行の日光川水系排水対策調整連絡会議要綱はこの要綱の施行の日に廃止する。



(別表第一：第五条第1項関係) 各単位流域の市町村

分割区域	日光川下流域	日光川上流域	戸田川流域
名古屋市	○		○
一宮市		○	
津島市		○	
稲沢市		○	
愛西市		○	
弥富市	○		
あま市	○	○	
大治町	○		
蟹江町	○	○	
飛島村	○		

(別表第二：第五条第2項関係) 日光川流域の排水機一覧

区分	No.	機場名	市町村名	管理者名	排出先河川名			排水量 (m <sup>3</sup> /s)	
					位置				
					距離標	左岸	右岸		
下流	157	両郷	飛島村	飛島土地改良区	日光川	-4 k 000		○	0.44
下流	158	服岡	飛島村	飛島土地改良区	日光川	-2 k 000		○	4.10
計									4.54

※排水量は包絡ポンプ計画現況値等を記載。表内容は随時更新。

(別表第三：第六条第1項関係) 基準地点

単位流域	日光川下流域	日光川上流域	戸田川流域
基準地点等	日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
位置	日光川 -4k/800	日光川 9k/800	戸田川 1k/050
設置場所	海部郡飛島村大字 梅之郷字宮東 日光川排水機場	愛西市古瀬町村前14番地 先	名古屋市南区南陽町大字 茶屋後新田 字二ノ割1275
管理者	愛知県海部建設事務所	愛知県海部建設事務所	愛知県尾張建設事務所

(別表第四：第六条第2項関係) 基準地点と排水調整対象流域

		基準地点		副基準地点
		日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
排水調整 対象流域	日光川下流域	●	—	—
	日光川上流域	—	●	—
	戸田川流域	—	—	●

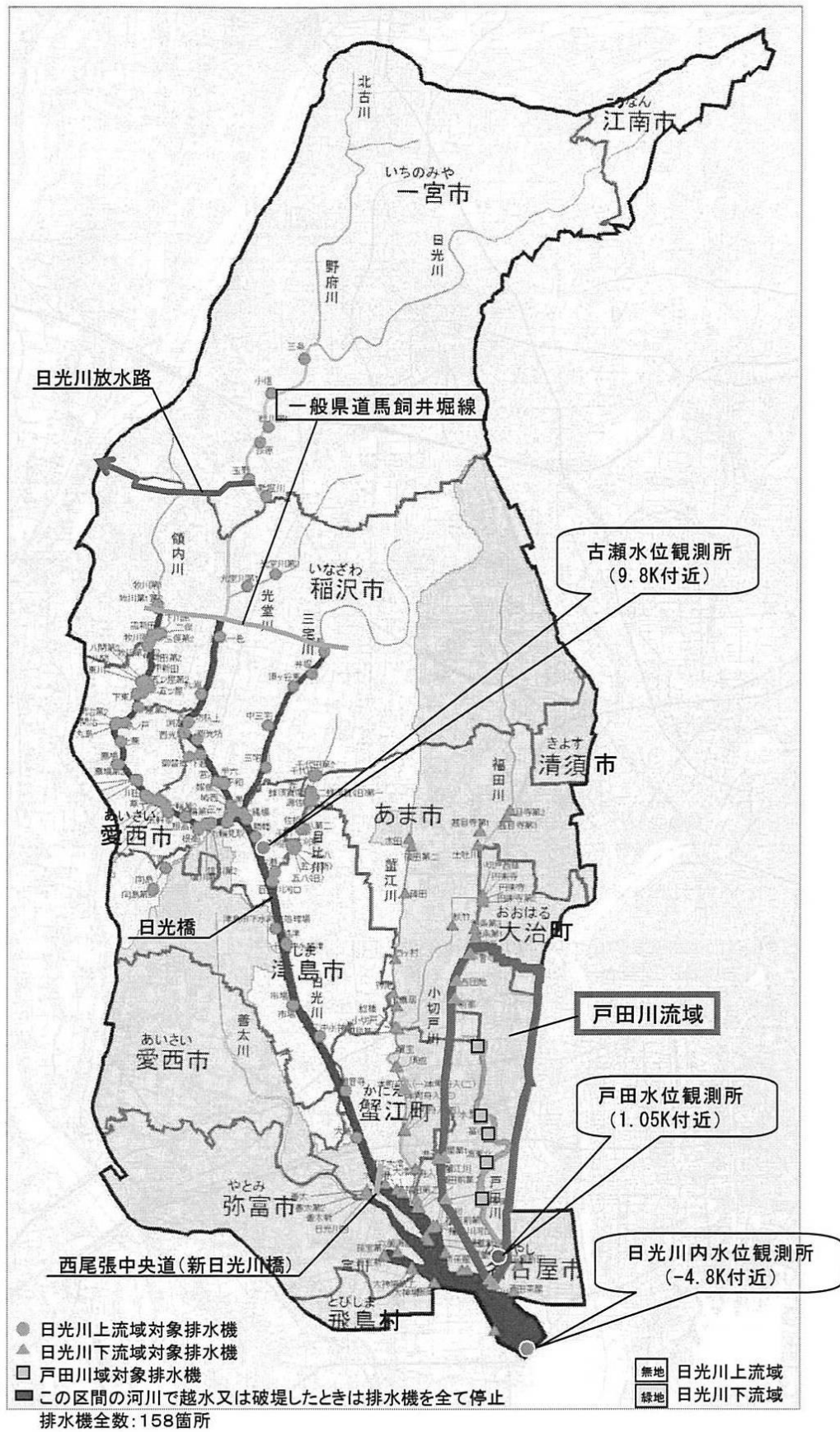
(別表第五：第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項関係) 基準地点の基準水位

河川名	日光川		戸田川
	日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
準備水位	T. P. 1.05m	T. P. 1.5m	T. P. -1.90m
停止水位	T. P. 1.35m	T. P. 1.7m	T. P. -1.70m
排水再開水位	T. P. 1.25m	T. P. 1.6m	T. P. -1.75m

(別表第六：第七条、第八条、第九条、第十条、第十一条関係) 通知等の様式一覧

通知等の 内容	条 項	基準地点		副基準地点
		日光川内水位 観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
準備	第七条	様式1-1		様式1-2
停止	第八条	第1項	様式2-1	様式2-3
		第2項	様式2-2	
再開	第九条	第1項	様式3-1	様式3-4
解除	第九条	第2項	様式3-2	様式3-5
		第3項	様式3-3	
通知等の 内容	条 項	排水調整報告		
停止	第八条	第1項	様式4-1	様式4-2
		第2項		
再開	第九条	第1項		様式4-2
解除	第九条	第2項		様式4-2
		第3項		

(別図：第八条第2項関係)



受報時間	受報者
月 日	
時 分	

別紙 様式 1 - 1

緊急連絡第\_\_\_\_号  
 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日  
 \_\_\_\_時 \_\_\_\_分 発表

関係機関殿

河川管理者  
 愛知県知事

日光川流域の排水調整準備水位の通知

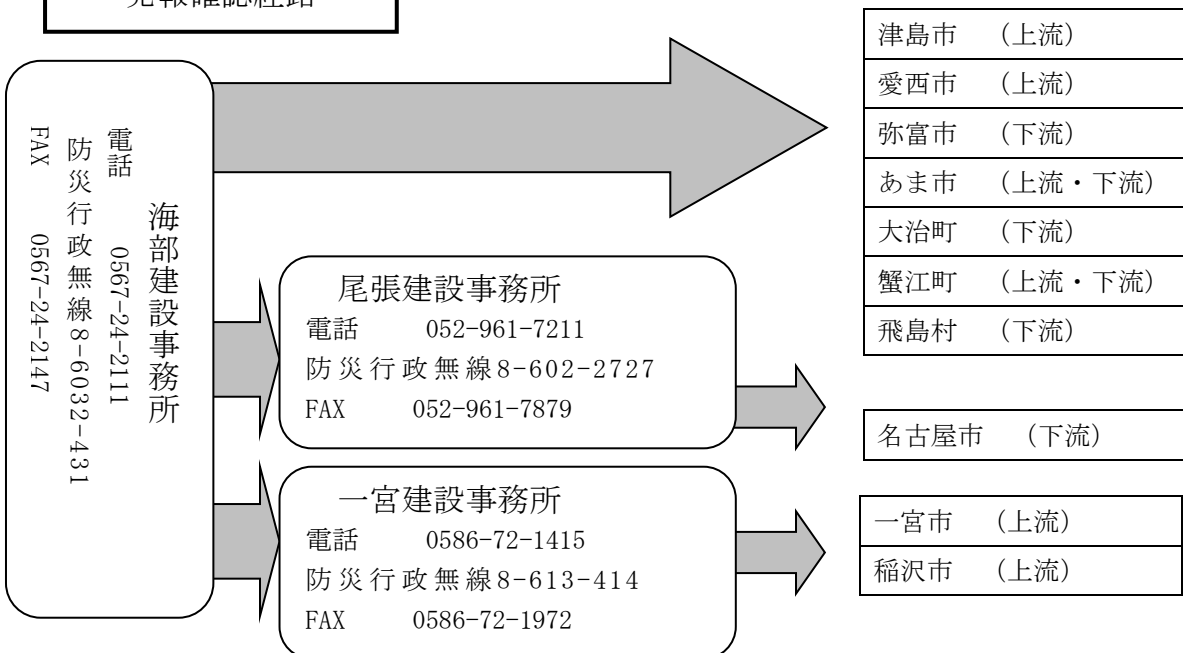
日光川内水位観測所

- 日光川流域排水調整基準地点 \_\_\_\_\_ の水位が  
 古瀬水位観測所
- \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 \_\_\_\_時 \_\_\_\_分に  
 T.P.1. 0.5 m
- 排水調整準備水位 \_\_\_\_\_ に達しました。  
 T.P.1. 5 m
- 排水調整準備対象流域は、 \_\_\_\_\_ です。  
 日光川下流域  
 日光川上流域

連絡先 海部建設事務所  
 電話 0567-24-2111  
 防災行政無線 8-6032-431  
 ファックス 0567-24-2147

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。  
 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。  
 3 各建設事務所は発報確認をしてください。

発報確認経路



受報時間	受報者
月 日	
時 分	

別紙 様式2-1

緊急連絡第 \_\_\_\_ 号

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

\_\_\_\_時 \_\_\_\_分 発表

関係機関殿

河川管理者  
愛知県知事

日光川流域の排水停止水位の通知

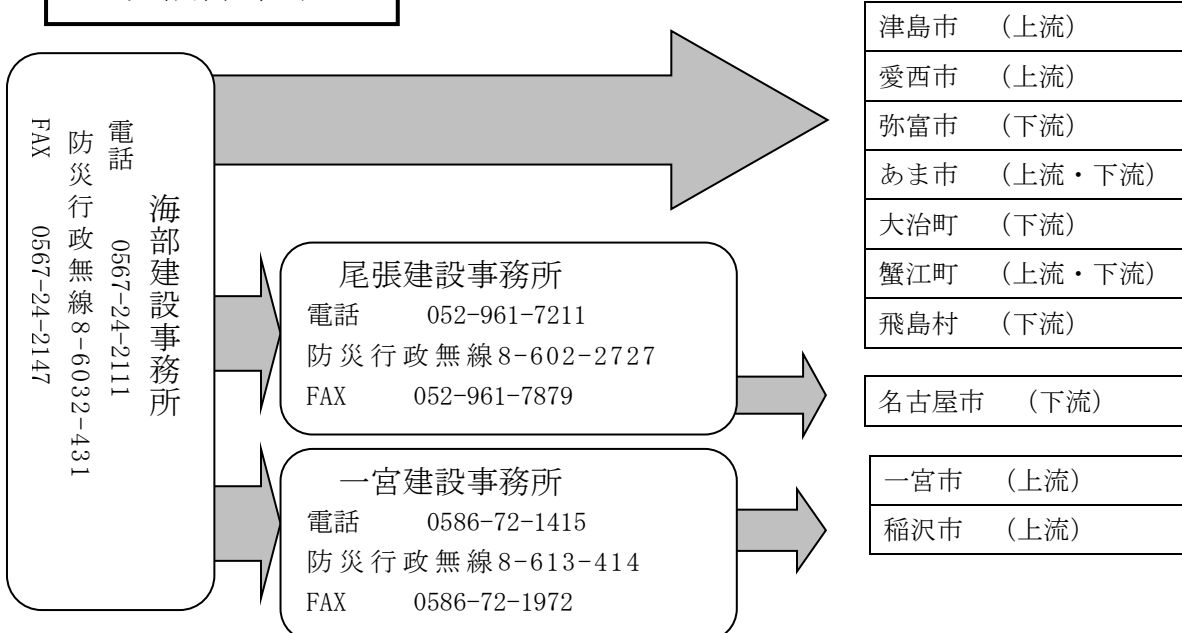
日光川内水位観測所

- 1 日光川流域排水調整基準地点 \_\_\_\_\_ の水位が  
古瀬水位観測所
- 2 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 \_\_\_\_時 \_\_\_\_分に  
T.P.1. 3.5 m
- 3 排水停止水位 \_\_\_\_\_ に達しました。  
T.P.1. 7 m  
日光川下流域
- 4 排水停止対象流域は、 \_\_\_\_\_ です。  
日光川上流域
- 5 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 海部建設事務所  
電話 0567-24-2111  
防災行政無線 8-6032-431  
ファックス 0567-24-2147

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。  
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。  
3 各建設事務所は発報確認をしてください。  
4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。

発報確認経路



受報時間	受報者
月 日	
時 分	

別紙 様式2-2

## 緊急指令第\_\_\_\_号

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

河川管理者  
愛知県知事

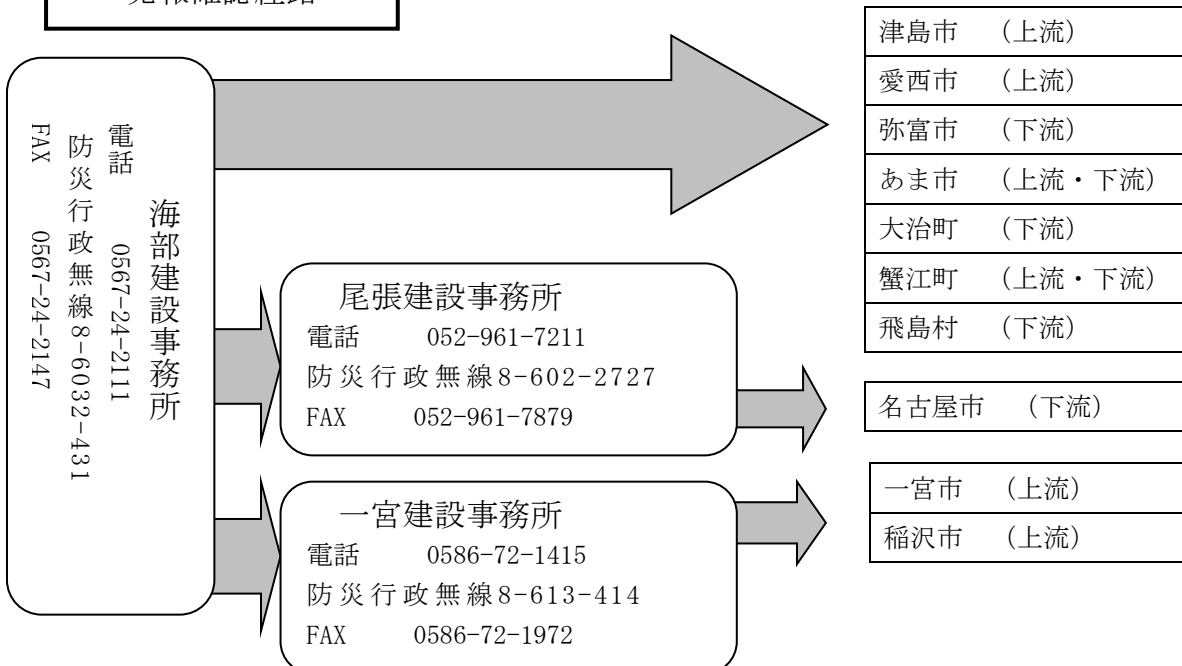
日光川流域の排水停止について

- 1 \_\_\_\_\_川\_\_\_\_\_地先\_\_\_\_\_において
- 2 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分頃  
越水
- 3 \_\_\_\_\_しましたので
- 4 破堤
- 4 日光川流域排水機の排水を停止することを命じます。
- 5 排水停止対象流域は、戸田川流域を除く全ての流域 です。
- 6 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 海部建設事務所  
電話 0567-24-2111  
防災行政無線 8-6032-431  
ファックス 0567-24-2147

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。  
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。  
3 各建設事務所は発報確認をしてください。  
4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。

### 発報確認経路



受報時間	受報者
月 日	
時 分	

別紙 様式3-1

緊急連絡第\_\_\_\_号

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

河川管理者  
愛知県知事

日光川流域の排水再開水位の通知

日光川内水位観測所

1 日光川流域排水調整基準地点 \_\_\_\_\_ の水位が

古瀬水位観測所

2 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分に

T. P. 1. 2.5 m

3 排水再開水位 \_\_\_\_\_ を下回りましたので、排水機の運転が再開できます。

T. P. 1. 6 m

日光川下流域

4 排水停止対象流域は、 \_\_\_\_\_ です。

日光川上流域

5 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 海部建設事務所

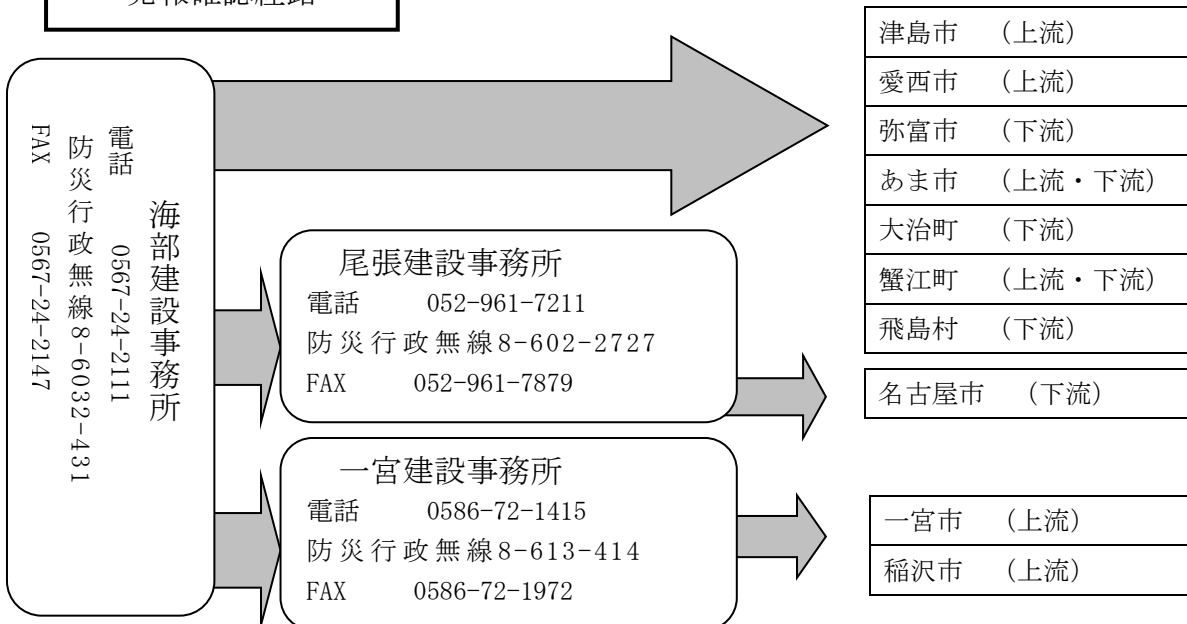
電話 0567-24-2111

防災行政無線 8-6032-431

ファックス 0567-24-2147

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。  
 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。  
 3 各建設事務所は発報確認をしてください。  
 4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。

発報確認経路



受報時間	受報者
月 日	
時 分	

別紙 様式3-2

緊急連絡第\_\_\_\_号

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

河川管理者  
愛知県知事

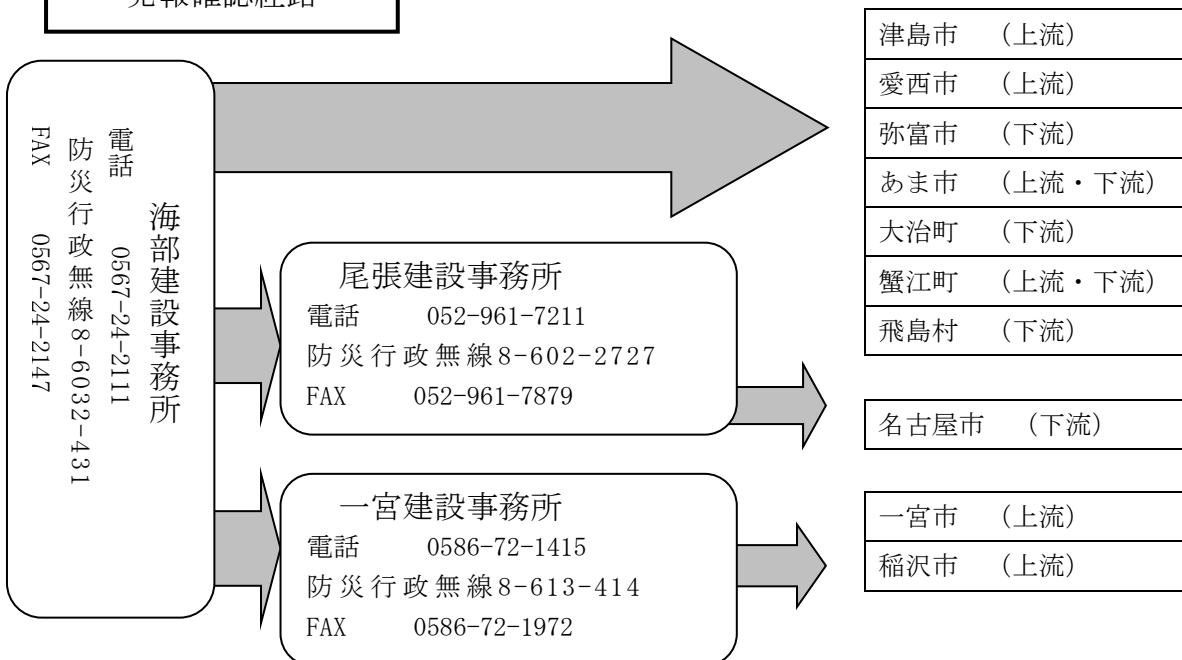
日光川流域の排水調整準備水位に係る通知

- 日光川内水位観測所
- 1 日光川流域排水調整基準地点 \_\_\_\_\_ の水位が  
古瀬水位観測所
- 2 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分に  
T.P.1. 0.5m
- 3 排水調整準備水位 \_\_\_\_\_ を下回りましたので、排水調整準備は、  
T.P.1. 5m  
解除になります。
- 4 排水調整準備対象流域は、 \_\_\_\_\_ 日光川下流域 \_\_\_\_\_ です。  
\_\_\_\_\_ 日光川上流域

連絡先 海部建設事務所  
電話 0567-24-2111  
防災行政無線 8-6032-431  
ファックス 0567-24-2147

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。  
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。  
3 各建設事務所は発報確認をしてください。

発報確認経路





受報時間	受報者
月 日	
時 分	

別紙 様式3-3

緊急指令第 \_\_\_\_ 号

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

\_\_\_\_時 \_\_\_\_分 発表

関係機関殿

河川管理者  
愛知県知事

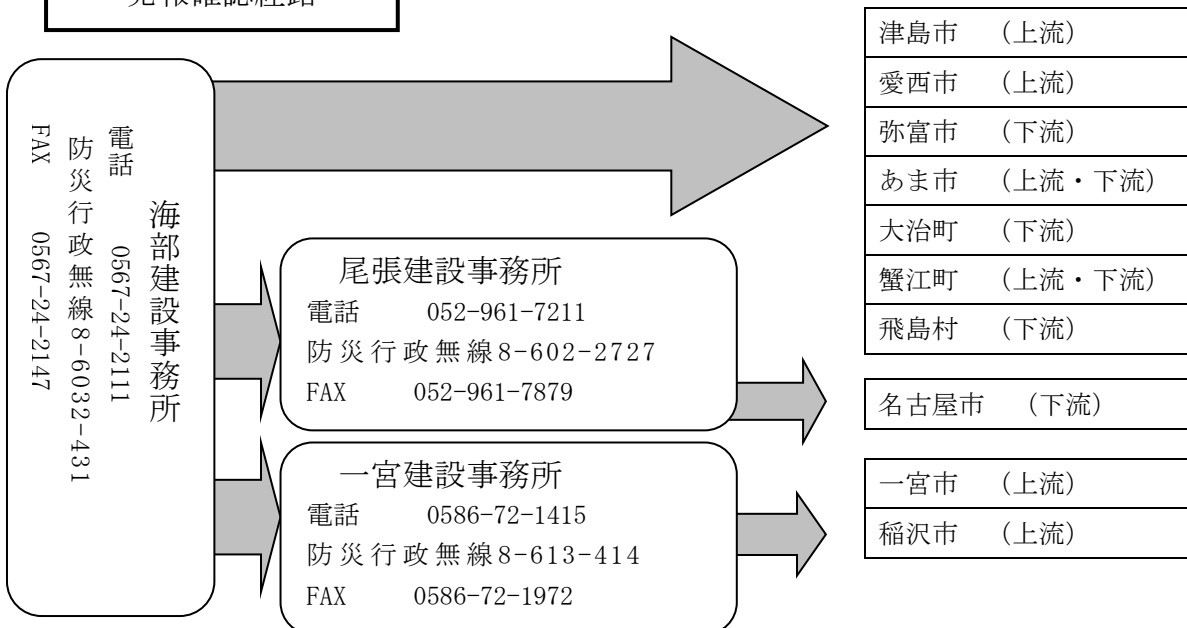
日光川流域の排水停止の解除について

- 1 \_\_\_\_川 \_\_\_\_地先 \_\_\_\_において
- 2 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 \_\_\_\_時 \_\_\_\_分頃  
越水
- 3 に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による  
破堤  
破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったので、排水機の排水停止措置を解除します。
- 4 排水調整停止解除対象流域は、戸田川流域を除く全ての流域 です。
- 5 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 海部建設事務所  
電 話 0567-24-2111  
防災行政無線 8-6032-431  
ファックス 0567-24-2147

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
  - 3 各建設事務所は発報確認をしてください。
  - 4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。

発報確認経路



\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

河川管理者 愛知県知事 殿

(市町村長) \_\_\_\_\_

## 日光川流域の排水調整状況について(第 報)

年 月 日 時 分現在の管内排水機の排水調整状況は下記のとおりです。

区分	番号	排水機場名	運転停止日時	運転再開日時	備考
日光川 下流域		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
日光川 上流域		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
合計		排水機場	排水機場	排水機場	

報告担当者 \_\_\_\_\_ 市役所(町・村役場) \_\_\_\_\_ 課 氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 電話番号 \_\_\_\_\_

- 注1 本表番号欄、排水機場名は、日光川流域排水調整要綱別表第一の記載と一致させること。  
 2 報告担当連絡先は現在確実に連絡できる電話番号を記載すること。  
 3 再開報告にあたっては、停止報告時の報告書の運転再開日時欄に記入し、第二報等とすること。

## ○日光川流域排水対策調整連絡会議要綱

(目的)

第一条 二級河川日光川流域において、河川の越水及び破堤による氾濫のおそれがあるとき、「日光川流域排水調整要綱」(平成22年7月1日制定)に基づき、河川及び内水の排水のために設置された排水機の運転調整(以下「排水調整」という。)を実施するために必要となる防災及び水防機関への通知並びに情報の伝達、収集を円滑に実施することを目的に日光川流域排水対策調整連絡会議(以下「連絡会義」という)を設置する。

(連絡会議の職務)

第二条 連絡会義は前条の目的を達成するため、以下の事項について定める。

- 一 防災、水防に関する関係機関相互の情報の収集、伝達方法
- 二 河川管理者が発した排水調整の発令などの通知、伝達方法及び通知先機関
- 三 前各号に掲げるもののほか、排水調整を実施することにより必要となる事項

(組織)

第三条 連絡会義は、別表に掲げる行政機関の職にあるものにより構成する。

- 2 連絡会議には、会長を置く。
- 3 連絡会議には、副会長を置く。
- 4 連絡会議には事務局を置く。

(会長等)

第四条 連絡会義の会長は、愛知県建設部河川課長とする。

- 2 連絡会議の副会長は、愛知県海部建設事務所流域調整監とする。会長に事故があるときは、副会長が会長の職を代行する。
- 3 会長は議事その他の会務を総括する。

(連絡会議の開催)

第五条 連絡会議の開催は、会長が招集する。

(事務局)

第六条 連絡会議の事務局は、愛知県建設部河川課におく。

- 2 事務局は、会長の指示により連絡会議の会務を処理する。

(雑則)

第七条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は別に定めることができるものとする。

- 2 この連絡会議において定めた事項は、各市町村が定める地域防災計画及び水防計画に記載し、関係者に周知を図るものとする。

附 則

この要綱は平成22年7月1日から施行する。

<別表>

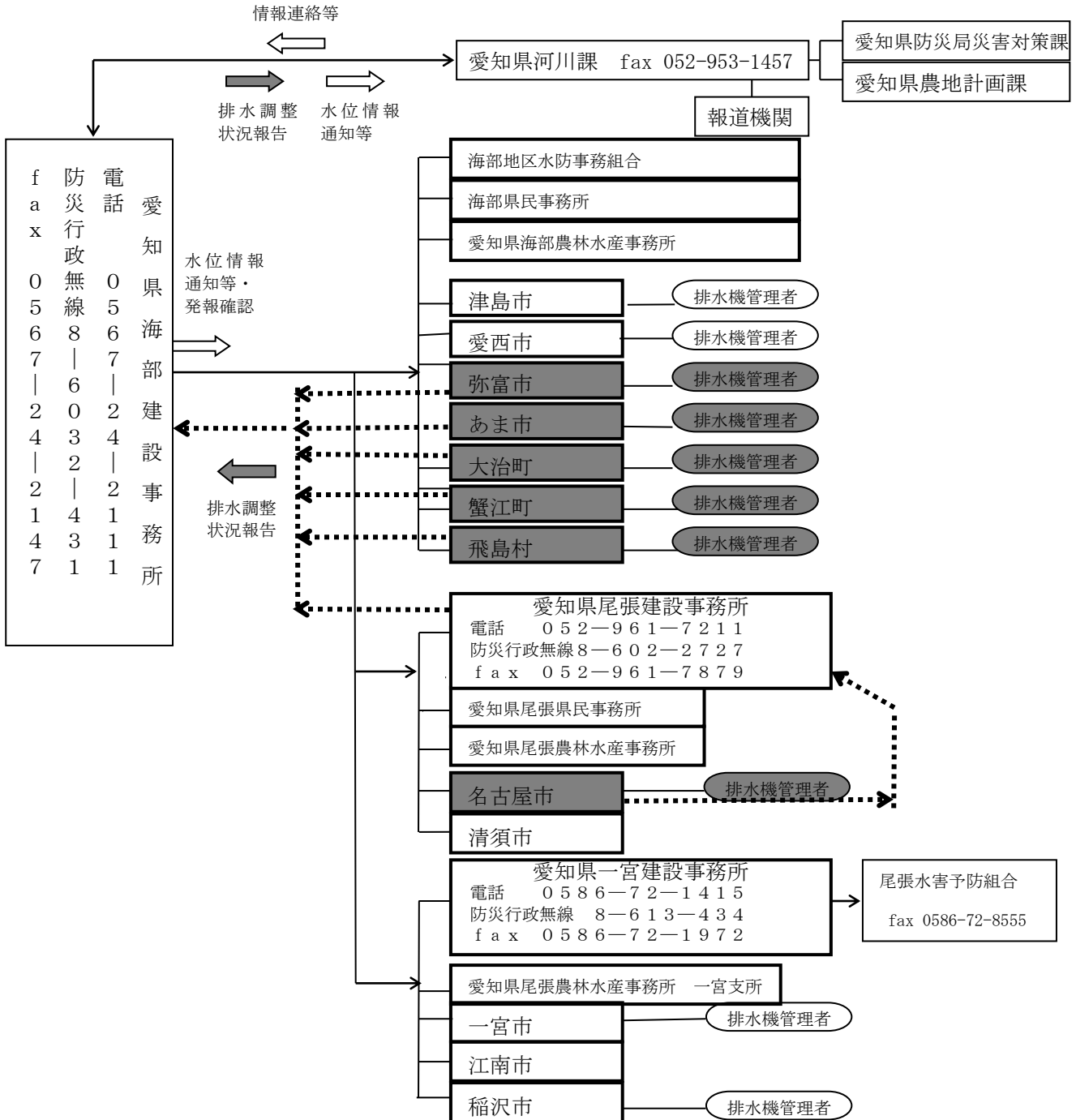
機関	部局	官職
愛知県	防災局	災害対策課長
	農林水産部農林基盤担当局	農地計画課長
	建設部	河川課長（会長）
	尾張県民事務所	防災保安課長
	海部県民事務所	県民安全防災課長
	尾張農林水産事務所	建設課長
	同一宮支所	同上
	海部農林水産事務所	同上
	尾張建設事務所	維持管理課長
	一宮建設事務所	同上
	海部建設事務所	流域調整監（副会長）
名古屋市	防災・水防部局	主務課長
一宮市	同上	同上
津島市	同上	同上
江南市	同上	同上
稲沢市	同上	同上
愛西市	同上	同上
清須市	同上	同上
弥富市	同上	同上
あま市	同上	同上
大治町	同上	同上
蟹江町	同上	同上
飛島村	同上	同上
愛知県尾張水害予防組合		事務局長
海部地区水防事務組合		同上

日光川流域の排水調整の通知・伝達系統図

<日光川下流域（日光川内水位観測所）>

□の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により直接海部建設事務所から水位情報等の通知がある。

■の市町村は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。



例 水位情報通知等は海部建設事務所から全機関に発信されますが、その発報確認は、尾張建設事務所の管内については、排水機がある市に対して尾張建設事務所が行い、尾張建設事務所はその旨を海部建設事務所へ報告する。排水状況報告も同じ経路により行う。

## ○震災後の災害等協定書締結一覧

令和2年3月1日現在

NO	年月日	協定書名	相手方等	備考	協定内容
1	平成17年 7月5日	飛島村ボランティア支援本部等の解説及び運営に関する協定書	社会福祉法人飛島村社会福祉協議会		ボランティアセンター開設運営
2	平成18年 1月6日	災害時における物資提供に関する協定書	コカ・コーラセントラルジャパン株式会社		災害時の物資提供
3	平成18年 3月30日	災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定	愛知県内の協定市町村及び地方公共団体		火葬の協力
4	平成23年 4月27日	海部地方消防相互応援協定書	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、海部東部消防組合、海部南部消防組合		消防業務、救急業務を必要とする災害の相互応援
5	平成23年 8月26日	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局長		現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
6	平成24年 2月20日	災害時における相互応援に関する協定書	津島市・愛西市・弥富市・あま市・大治町・蟹江町・飛島村		災害時の相互応援
7	平成24年 4月27日	災害時における電気の保安に関する協定書	(一般財団) 中部電気保安協会		災害時の電源復旧の支援
8	平成24年 7月5日	災害時の医療救護に関する協定書	(社団) 津島市医師会 (一般社団) 海部医師会		災害時の医療救護班の派遣
9	平成24年 7月5日	災害時の歯科医療救護に関する協定書	津島市歯科医師会 海部歯科医師会		災害時の歯科医療班の派遣
10	平成24年 7月5日	災害時の医療救護及び医薬品の供給についての協定書	(一般社団) 津島海部薬剤師会		災害時の薬剤師班の派遣
11	平成24年 7月18日	災害支援協力に関する協定書	生協法人 生活協同組合コープあいち	個別の協定	災害時の食料、飲料水等応急物資の提供、防災訓練などの参加協力
12	平成24年 7月25日	応急給水支援器具の管理及び使用に関する協定書	海部南部水道企業団		災害時の給水用支援器具の配備
13	平成24年 7月30日	災害時における相互応援に関する協定書	稲沢市		災害時の相互応援
14	平成24年 12月10日	災害時における相互応援に関する協定書	豊根村		災害時の相互応援
15	平成25年 4月19日	災害発生時等における緊急放送に関する協定書	西尾張シーエーティーヴィ株式会社		災害時コミュニティFMを用いた緊急情報の放送の実施
16	平成26年 1月1日	災害時の一般廃棄物及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	愛知県、県内市町村、県内下水管理者	保健福祉課	
17	平成26年 2月4日	災害時における地域緊急情報に関する協定	国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所、西尾張シーエーティーヴィ株式会社	FM77.3MHz 梅之郷歩道橋表示	コミュニティFMを用いた地域緊急情報の放送

18	平成 26 年 3 月 24 日	災害時における災害廃棄物の 収集運搬に関する協定書	(株)アメニティライフ、カナル環境 (株)、(株)クリンテック、丸二衛生 (有)、飛島村災害協力会	保健福祉課	災害廃棄物の撤去 による生活環境の 復旧
19	平成 26 年 7 月 22 日	名古屋市近隣市町村と生活協 同組合コープあいちとの災害 時応援生活物資供給等の協力 に関する協定	生協法人 生活協同組合コープ あいち	県を仲介し た支援協定	応急生活物資の供 給
20	平成 26 年 7 月 24 日	大規模災害時における避難所 の応急危険度判定業務に関する 協定	公益社団法人 愛知県建築士事 務所協会		避難所への応急危 険度判定士の参集 及び判定実施
21	平成 26 年 7 月 24 日	大規模災害時における避難所 の応急危険度判定業務に関する 協定	公益社団法人 愛知県建築士会		避難所への応急危 険度判定士の参集 及び判定実施
22	平成 27 年 2 月 9 日	海部南部災害対策連絡協議会	弥富市、蟹江町、蟹江警察、海部 南部消防組合、蟹江町消防本部		災害時円滑な避 難、救出救助及び 創作活動にあたる ための情報交換の ための連絡会議の 設置
23	平成 27 年 8 月 27 日	災害時における廃棄物の処理 等に関する協定	(一社) 愛知県産業廃棄物協会		災害廃棄物の処理
24	平成 28 年 6 月 2 日	災害時における相互応援に関 する協定書	南種子町		災害時の物資、人 員等の応援
25	平成 29 年 7 月 6 日	愛知県西尾張市町村の災害対 応に関する相互応援協定	一宮市・犬山市・江南市・稲沢市・ 岩倉市・津島市・愛西市・弥富市・ あま市・扶桑町・大口町・大治町・ 蟹江町・飛島村		西尾張市町村の相 互応援協定
26	平成 29 年 8 月 1 日	災害発生時における飛島村と 弥富郵便局・飛島郵便局の協 力に関する協定	日本郵便株式会社 弥富郵便局 飛島郵便局		配達郵便局員によ る情報提供
27	平成 29 年 8 月 1 日	災害発生時における飛島村と 弥富郵便局・飛島郵便局の協 力に関する協定	弥富郵便局		災害時の郵便料免 除や情報提供等
28	平成 29 年 11 月 6 日	災害時における福祉避難所の 設置運営に関する協定液化石 油ガス等の優先供給に関する 協定書	愛知県 L P ガス協会西部支部		
29	平成 30 年 10 月 22 日	災害時における復旧支援協力 に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管 理業協会中部支部愛知県部会		被災した農業集落 排水の早期復旧
30	平成 30 年 12 月 14 日	災害時における公共施設等の 応急対策業務協定	弥富建設(株)、海部建設(株)、(株)加藤 建設、藤安全施設(株)、花井建設(株)、 (株)佐藤工務店、山田建設(株)、海南 土建(株)、(株)千代田組中部支店、 (有) 太田工業、(株)オカムラ、(株) 戸谷組大栄建設(株)、下里建設(株)		建設業による災害 時の応急復旧
31	平成 31 年 3 月 1 日	自動販売機設置契約に関する 覚書	株式会社伊藤園 名古屋西支店		災害時飲料の無償 提供

32	平成 31 年 4 月 1 日	大規模災害時における支援協 力に関する協定書	名古屋西武ソイルリサイクル株 式会社		土のう用土砂の提 供
33	令和 2 年 1 月 15 日	災害時における備蓄用パンの 供給に関する協定書	一般社団法人ブレイクスルーバ ンク		災害時備蓄用パン の提供
34	令和 2 年 5 月 29 日	災害時における家屋被害認定 業務に関する協定書	公益社団法人愛知県建築士事務 所協会・公益社団法人愛知建築士 会・愛知県土地家屋調査士会・公 益社団法人愛知県不動産鑑定士 協会		被害認定調査の応 援
35	令和 2 年 9 月 18 日	災害時における相互連携に関 する協定	中部電力パワーグリッド株式会 社港営業所		災害時の停電の早 期復旧や訓練の協 力
36	令和 2 年 9 月 18 日	各種災害時におけるマルチコ プターを用いた情報収集及び 情報連携に関する協定	中部電力パワーグリッド株式会 社港営業所		ドローンの映像提 供
37	令和 2 年 12 月 21 日	災害時における無人航空機の 運用に関する協定書	株式会社 DSA		災害時ドローンを用 いた情報収集
38	令和 3 年 2 月 17 日	災害時における相互連携に関 する協定	西日本電信電話株式会社		災害時の停電の早 期復旧や訓練の協 力
39	令和 3 年 8 月 5 日	災害時における資機材等のレ ンタルに関する協定書	株式会社ダイワテック		ソーラーバイオトイ レ等の有償提供
40	令和 3 年 8 月 30 日	災害時におけるダンボール製 品等の供給に関する協定書	東明工業株式会社		段ボール製品等の 有償提供
41	令和 4 年 1 月 25 日	災害に係る情報発信等に関す る協定	ヤフー株式会社		災害時の情報発信 等



○津波時における一時避難場所としての使用に関する協定先について

1 一時避難場所の提供

協定日	協力先企業名及び代表者	提供場所	面積	収容人数
H25. 1. 15	名古屋港国際総合流通センター株式会社 代表取締役社長 荻原 茂 (飛島村東浜二丁目25番地)	事務所棟	207 m <sup>2</sup>	200 名
H25. 1. 15	共英製鋼株式会社 名古屋事業所 取締役・常務執行役員 名古屋事業所長 松田 良弘 (飛島村大字新政成字未之切809番地1)	開発センター	315 m <sup>2</sup>	300 名
H25. 1. 15	ユータック株式会社 代表取締役 加藤 真由美 (飛島村大字梅之郷字中梅42-2)	飛島物流 センター	305 m <sup>2</sup>	300 名
H25. 5. 17	名古屋港管理組合 (飛島ふ頭北コンテナターミナル) 管理者 愛知県知事 大村 秀章 (飛島村東浜二丁目25番地)	管理棟	600 m <sup>2</sup>	600 名
H25. 5. 17	名古屋港管理組合 (飛島ふ頭南コンテナターミナル) 管理者 愛知県知事 大村 秀章 (飛島村東浜三丁目6番地)	管理棟	900 m <sup>2</sup>	900 名
H25. 8. 23	名古屋コンテナ埠頭株式会社 代表取締役社長 近藤 隆之 (飛島村東浜二丁目10番地)	管理棟	449 m <sup>2</sup>	300 名
H26. 3. 13	飛島コンテナ埠頭株式会社 代表取締役社長 加藤 真人 (飛島村東浜三丁目1番地4)	管理棟	600 m <sup>2</sup>	600 名
H26. 3. 13	愛宝化学株式会社 代表取締役社長 肱黒 正志 (飛島村大宝五丁目109番地)	食堂	120 m <sup>2</sup>	120 名
H27. 3. 9	日本トランスシティ株式会社 中部支社 名古屋支店 支店長 服部 一伸 (飛島村大宝六丁目23番地)	飛島営業所 倉庫棟	298 m <sup>2</sup>	300 名
R2. 3. 17	名港海運株式会社 代表取締役社長 高橋 広 (飛島村木場1丁目80番地)	西二区物流 センター南1号 西側事務所 棟 会議室	300 m <sup>2</sup>	300 名

2 災害時支援協力

協定日	協力先企業名及び代表者	支援協力内容
H25. 1. 15	株式会社フジトランスコーポレーション 代表取締役社長 系井 辰夫 (名古屋市港区入船一丁目7番41号)	・生活物資の提供 ・荷役機器の提供 (オハレーター含)

# 〔 条 例 等 〕

## ○飛島村防災会議条例

(昭和38年3月10日)  
( 条 例 第 1 号 )

改正 昭和62年9月19日条例第14号

平成12年3月16日条例第9号

(趣旨)

**第1条** この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、飛島村防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務・組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 飛島村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

**第3条** 防災会議は、会長及び委員若干名以内をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 愛知県警察の警察官のうちから村長が任命するもの
  - (2) 村長がその部内の職員のうちから指名するもの
  - (3) 村の教育委員会の教育長
  - (4) 村の消防機関の長のうちから村長が任命するもの
  - (5) 村長が必要と認めて任命する者
- 6 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

**第4条** 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

**第5条** 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。
- 3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

**第6条** この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他、防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和62年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成12年条例第9号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

## ○飛島村防災会議委員名簿

	役職名	備 考
1	会長	村 長
2	委員	村議会議長
3	委員	名古屋大学災害対策室長
4	委員	名城大学特任教授
5	委員	消防団代表
6	委員	区長会長
7	委員	名古屋港管理組合総務部防災危機管理監
8	委員	名古屋港西部臨海地帯企業連絡協議会会長
9	委員	蟹江警察署長
10	委員	海部南部消防署長
11	委員	飛島土地改良区理事長
12	委員	あいち海部農業協同組合飛島支店長
13	委員	飛島村商工会代表
14	委員	中部電力パワーグリッド株式会社港営業所長
15	委員	海部南部水道企業団局長
16	委員	西日本電信電話株式会社東海支店 設備部災害対策室
17	委員	副村長
18	委員	教育長

# ○飛島村災害対策本部条例

(昭和38年3月10日)  
(条例第2号)

(趣旨)

**第1条** この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、飛島村災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

**第2条** 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部)

**第3条** 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は、災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから、本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて、部の事務を処理する。

(現地災害対策本部)

**第4条** 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

**第5条** この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# ○飛島村地震災害警戒本部条例

(平成14年6月21日)  
(条例第9号)

(趣旨)

**第1条** この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、飛島村地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから村長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 愛知県警察の警察官のうちから村長が任命する者

(2) 村の教育委員会の教育長

(3) 村長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 村の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから村長が任命する者

(5) 飛島村を構成団体とする海部南部消防組合の消防長又は当該一部事務組合の消防吏員その他の職員のうちから村長が任命する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、村の職員のうちから村長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

**第3条** 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

**第4条** 前3条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

## ○災害救助法施行細則（抜粋）

（昭和40年10月29日）  
（愛知県規則第60号）

最終改正 平成22 年6 月4 日規則第38 号

（趣旨）

**第1条** この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

（救助実施区域の公告）

**第3条** 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市区町村の区域を公告するものとする。

（救助の程度、方法及び期間）

**第5条** 令第9条の救助の程度、方法及び期間は、別表第1のとおりとする。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度厚生労働大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

（実費弁償の程度）

**第15条** 法第24条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第2のとおりとする。

（扶助金の支給基礎額）

**第19条** 令第14条第2項第2号及び第3号の扶助金の支給基礎額は、別表第3のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係)

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
収容施設 の供与	避難所	<p>1 避難所には、災害のため現に損害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。</p> <p>2 避難所の供与は、原則として学校、公民館等の既存建物を利用して行うものとするが、これらの適当な建物を得ることができない場合には、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営して行うものとする。</p>	<p>避難所を開設する期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。</p>
		<p>避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設炊事場、仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 基本額 1 人 1 日当たり 300 円</p> <p>(2) 加算額 ア 高齢者、障害者等 (以下「高齢者等」という。) であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する施設を設置する場合 高齢者等への特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費 イ 冬季 (10 月から 3 月まで) の場合 別に定める額</p>	
	応急仮設住宅	<p>1 応急仮設住宅には、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家のない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容するものとする。</p> <p>2 応急仮設住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置するものとする。</p> <p>3 高齢者等であつて、日常生活上特別な配慮を必要とするものを数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置することができる。</p> <p>4 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これに収容することができる。</p>	<p>応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 85 条第 3 項又は第 4 項の規定による期限内とする。</p>
		<p>1 応急仮設住宅の 1 戸当たりの規模は、29.7 平方メートルを基準とし、その設置のため支出する費用は、原材料費、労務費、附帯工事費、輸送費、事務費等すべての経費を含み 2,387,000 円以内とする。</p> <p>2 応急仮設住宅を同 1 敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置する場合において、居住者の集会等に利用するための施設を設置するときは、当該施設の 1 施設当たりの規模及びその設置のため支出する費用は、1 にかかわらず別に定める。</p>	
炊出し その他 による 食品の 給与及 び飲料 水の供 給	炊出し その他 による 食品の 給与	<p>1 炊出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家が損害を受けて炊事のできない者及び住家が損害を受けて一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものとする。</p> <p>2 炊出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食べることのできる現物によるものとする。</p>	<p>炊出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に 3 日分以内を現物により支給することができる。</p>
		<p>炊出しその他による食品の給与のため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費、機械、器具及び備品の使用謝金又は借上費、消耗器材費並びに雑費並びに握り飯、調理済み食品、パン、弁当等の購入費とし、1 人 1 日当たり 1,010 円以内とする。</p>	



飲料水の供給	飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。	飲料水の供給のため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。																																										
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水（土砂のたい積等により1時的に居住することができない状態となったものを含む。）又は船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>(1) 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>(2) 日用品</p> <p>(3) 炊事用具及び食器</p> <p>(4) 光熱材料</p>	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額の範囲内とする。</p> <p>なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。</p> <p>(1) 住家の全壊、全焼又は流失により損害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="772 577 1161 1128"> <thead> <tr> <th>季別 世帯区分</th> <th>夏季（4月から9月まで）</th> <th>冬季（10月から3月まで）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>17,300円</td> <td>28,600円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>22,300円</td> <td>37,000円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>32,800円</td> <td>51,600円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>39,300円</td> <td>60,400円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>49,800円</td> <td>75,900円</td> </tr> <tr> <td>6人世帯以上</td> <td>49,800円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに7,300円を加算した額</td> <td>75,900円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに10,400円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により損害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="772 1290 1161 1841"> <thead> <tr> <th>季別 世帯区分</th> <th>夏季（4月から9月まで）</th> <th>冬季（10月から3月まで）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>5,600円</td> <td>9,100円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>7,600円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>11,400円</td> <td>16,900円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>13,800円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>17,500円</td> <td>25,400円</td> </tr> <tr> <td>6人世帯以上</td> <td>17,500円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,400円を加算した額</td> <td>25,400円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,300円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 船舶の遭難等により損害を受けた世帯 その都度厚生労働大臣に協議して決定する額</p>	季別 世帯区分	夏季（4月から9月まで）	冬季（10月から3月まで）	1人世帯	17,300円	28,600円	2人世帯	22,300円	37,000円	3人世帯	32,800円	51,600円	4人世帯	39,300円	60,400円	5人世帯	49,800円	75,900円	6人世帯以上	49,800円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに7,300円を加算した額	75,900円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに10,400円を加算した額	季別 世帯区分	夏季（4月から9月まで）	冬季（10月から3月まで）	1人世帯	5,600円	9,100円	2人世帯	7,600円	12,000円	3人世帯	11,400円	16,900円	4人世帯	13,800円	20,000円	5人世帯	17,500円	25,400円	6人世帯以上	17,500円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,400円を加算した額	25,400円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,300円を加算した額	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
季別 世帯区分	夏季（4月から9月まで）	冬季（10月から3月まで）																																											
1人世帯	17,300円	28,600円																																											
2人世帯	22,300円	37,000円																																											
3人世帯	32,800円	51,600円																																											
4人世帯	39,300円	60,400円																																											
5人世帯	49,800円	75,900円																																											
6人世帯以上	49,800円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに7,300円を加算した額	75,900円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに10,400円を加算した額																																											
季別 世帯区分	夏季（4月から9月まで）	冬季（10月から3月まで）																																											
1人世帯	5,600円	9,100円																																											
2人世帯	7,600円	12,000円																																											
3人世帯	11,400円	16,900円																																											
4人世帯	13,800円	20,000円																																											
5人世帯	17,500円	25,400円																																											
6人世帯以上	17,500円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,400円を加算した額	25,400円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,300円を加算した額																																											

医療及び助産	医療	<p>1 医療は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとする。</p> <p>2 医療は、救護班によつて行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うものとする。</p> <p>3 医療は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 診察</p> <p>(2) 薬剤及び治療材料の支給</p> <p>(3) 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>(4) 病院又は診療所への収容</p> <p>(5) 看護</p>	<p>医療のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 救護班による場合 使用した薬剤及び治療材料並びに破損した医療器具の修繕等の実費</p> <p>(2) 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額</p> <p>(3) 施術者による場合 協定料金の額</p>	<p>医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。</p>
	助産	<p>1 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失ったものに対して行うものとする。</p> <p>2 助産は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 分べんの介助</p> <p>(2) 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p>	<p>助産のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</p> <p>(2) 助産師による場合 慣行料金の8割に相当する額</p>	<p>助産を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>
災害にかかった者の救出	<p>災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者に対して捜索を行い、救出をするものとする。</p>	<p>災害にかかった者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>災害にかかった者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p>	

<p>災害にかかった住宅の応急修理</p>	<p>1 災害にかかった住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</p> <p>2 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとする。</p>	<p>災害にかかった住宅の応急修理のため支出する費用は、原材料費、労務費、輸送費、事務費等すべての経費を含み、1世帯当たり520,000円以内とする。</p>	<p>災害にかかった住宅の応急修理は、災害発生日から1月以内に完了するものとする。</p>
<p>生業に必要な資金の貸与</p>	<p>生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯の世帯員であつて、具体的な事業計画を持ち、成業の見込みが確実であつて、かつ、償還能力のあるものに対して行うものとする。</p>	<p>生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材等の購入費に充てるものとし、その貸与額は、一件（一世帯）当り生業費については30,000円以内、就職支度費については15,000円以内とする。なお、貸与の条件は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 貸与期間 二年以内</li> <li>(二) 利子 無利子</li> <li>(三) 担保 連帯保証人一人</li> </ul>	<p>生業に必要な資金の貸与は、災害発生日から一箇月以内に完了するものとする。</p>

<p>学用品の給与</p>	<p>1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。）により、学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）中学生徒（中等教育学校の前期課程が特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。</p> <p>2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。</p> <p>(1) 教科書（小学校児童及び中学生徒に対して給与する場合にあつては教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材であつて、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものをいい、高等学校等生徒に対して給与する場合にあつては正規の授業で使用する教材をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 文房具</p> <p>(3) 通学用品</p>	<p>学用品の給与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 教科書代 教科書の実費</p> <p>(2) 文房具費及び通学用品費 小学校児童1人当たり 4,100円 中学生徒1人当たり 4,400円 高等学校等生徒1人当たり 4,800円</p>	<p>学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、文房具及び通学用品については15日以内に完了するものとする。</p>
<p>埋葬</p>	<p>1 埋葬は、災害の際死亡した者について、遺体の応急的な処理程度のものを行うものとする。</p> <p>2 埋葬は、次の範囲内において、原則として現物をもつて実際に埋葬を行う者に対し、給付するものとする。</p> <p>(1) 棺（附属品を含む。）又は棺材</p> <p>(2) 火葬又は土葬</p> <p>(3) 骨つぼ及び骨箱</p>	<p>埋葬のため支出する費用は、輸送費及び賃金職員等雇上費を含み、次の額の範囲内とする。</p> <p>満12歳以上の者 1体当たり 201,000円</p> <p>満12歳未満の者 1体当たり 160,800円</p>	<p>埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>
<p>死体の搜索</p>	<p>死体の搜索は、災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p>	<p>死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>

<p>死体の処理</p>	<p>1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。</p> <p>2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。なお、検案は、原則として救護班により行うものとする。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>(2) 死体の一時保存</p> <p>(3) 検案</p>	<p>死体の処理のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用 1 体当たり 3,300円</p> <p>(2) 死体の一時保存のための費用 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額（ドライアイスの購入等が必要な場合にあっては、その購入費等として当該地域における通常の実費を加算した額）</p> <p>ア 既存建物を利用する場合 施設の借上費として当該地域における通常の実費</p> <p>イ 既存建物を利用することができない場合 1 体当たり5,000円（輸送費及び賃金職員等雇上費を含む。）</p> <p>(3) 検案のための費用 救護班により行うことができない場合には、当該地域における慣行料金の額</p>	<p>死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>
<p>障害物の除去</p>	<p>障害物の除去は、災害によって土石、竹木等が居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することができない者に対して行うものとする。</p>	<p>障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,200円以内とする。</p>	<p>障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>
<p>応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出</p>	<p>応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支出する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 被災者の避難の場合</p> <p>(2) 救済用物資の整理及び配分の場合</p> <p>(3) 飲料水の供給の場合</p> <p>(4) 医療及び助産の場合</p> <p>(5) 災害にかかった者の救出の場合</p> <p>(6) 死体の捜索の場合</p> <p>(7) 死体の処理の場合</p>	<p>応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を実施する期間は、当該救助の実施期間とする。</p>

別表第2第15条関係)

1 令第10条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度決定する額以内

(2) 時間外勤務手当

日当の額を8で除して得た額を勤務1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例(昭和42年愛知県条例第3号)第15条の規定の例により算定される額以内

(3) 旅費

職員等の旅費に関する条例(昭和29年愛知県条例第1号)別表第1の1による一般職員相当額以内

2 令第10条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内

別表第3(第19条関係)

対 象 者	扶 助 金 の 支 給 基 礎 額
<p>法第24条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定する労働者でない者</p>	<p>事故発生の年の前1年間におけるその者の所得(当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時所得を除く。以下同じ。)の額を365で除して得た額(以下「基準収入額」という。)に相当する額。ただし、その者の基準収入額が、その地方で、同種同規模の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の前1年間における所得の額の平均額を365で除して得た額(以下「標準収入額」という。)を超えるときは、原則として、標準収入額に相当する額とする。</p>
<p>法第25条の規定により救助に関する業務に協力した者(以下「協力者」という。)</p>	<p>1 8,800円。ただし、この額が、その者の基準収入額を下回るときは、原則として、基準収入額に相当する額とするが、最高額は、14,200円とする。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者で、事故の発生した日において、他に生計のみちがなく主として協力者の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、前項の金額に、第1号に該当する扶養親族については433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円(協力者に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については367円)を、それぞれ加算して得た額</p> <p>(1) 配偶者</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 身体又は精神に著しい障害がある者で終身労務に服することができないもの</p> <p>3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合にあつては、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額</p>